

近畿地方整備局からの情報提供 (空き家対策の取組に関するアンケート調査結果)

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 住宅整備課

地方公共団体における空き家対策の取組に関するアンケート調査

■調査実施主体

- 国土交通省近畿地方整備局建政部住宅整備課

■実施時期

- 令和6年12月5日～令和6年12月19日

■調査対象

- 近畿管内(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)の市町村(215市町村)

依頼件数	215
回答数	176
回答率(%)	81.9

■調査内容

1. 空き家対策の取組状況(取組内容:①～⑳)

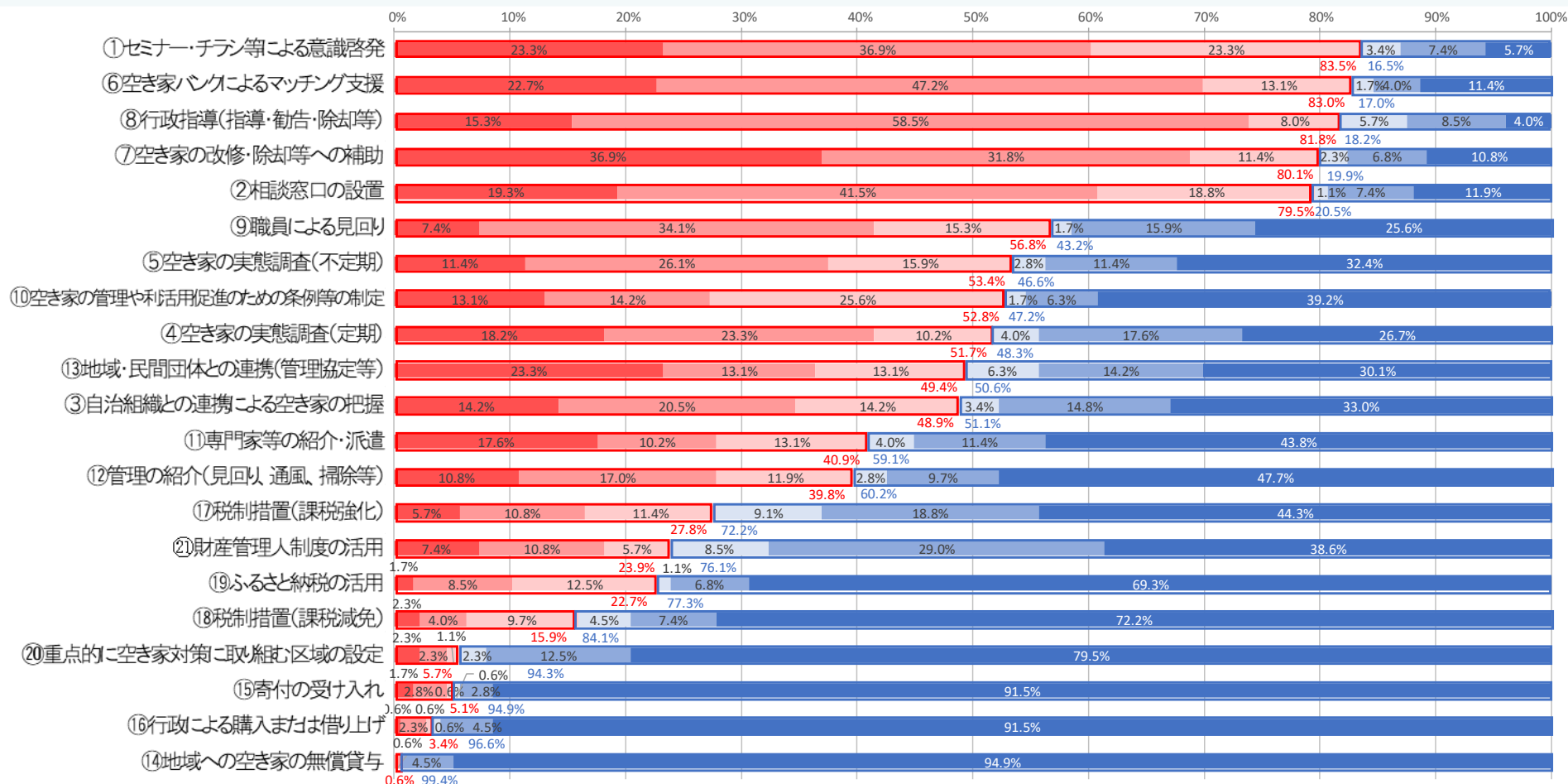
《取組内容》

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| ①セミナー・チラシ等による意識啓発 | ⑫管理の紹介(見回り、通風、掃除等) |
| ②相談窓口の設置 | ⑬地域・民間団体(空き家等管理活用支援法人を含む)との連携(管理協定等) |
| ③自治組織(町会・自治会等)との連携による空き家の把握 | ⑭地域への空き家の無償貸与 |
| ④空き家の実態調査(定期) | ⑮寄付の受け入れ |
| ⑤空き家の実態調査(不定期) | ⑯行政による購入または借り上げ |
| ⑥空き家バンクによるマッチング支援 | ⑰税制措置(空き家を放置した場合等の課税強化) |
| ⑦空き家の改修・除却等への補助 | ⑱税制措置(空き家対策を講じた場合等の課税減免) |
| ⑧行政指導(指導・勧告・除却等) | ⑲ふるさと納税の活用(例:返礼品として空き家管理サービス提供等) |
| ⑨職員による見回り | ⑳重点的に空き家対策に取り組む区域の設定(空家等活用促進区域を含む) |
| ⑩空き家の管理や利活用促進のための条例等の制定 | ㉑財産管理人制度の活用 |
| ⑪専門家等の紹介・派遣 | |

2. 1において「既に取り組んでおり、特に効果が高いと感じる」と回答された取組み内容の詳細について(各自治体最大3つまで)

1. 空き家対策の取組状況

- セミナー・チラシ等による意識啓発、空き家バンク等によるマッチング支援、行政指導(指導・勧告・除却等)、空き家の改修・除却等への補助は、「既に取り組んでいる(部分) 」という回答率が80%以上で高かった。
- 『特に効果が高いと感じる(部分) 』は、空き家の改修・除却等への補助、セミナー・チラシ等による意識啓発、地域・民間団体(空家等管理活用支援法人を含む)との連携(管理協定等)において多く選択された。
- 『取組みたいが課題があり、実施できていない(部分) 』は、財産管理人制度、税制措置(課税強化の活用)において多く選択された。



凡例: :既に取り組んでいる :特に効果が高いと感じる :取組んでいるが課題あり :どちらとも当てはまらない :取組み予定がある :取組みたいが課題があり、実施できていない :今後取組み予定はない

1. 空き家対策の取組状況

○『取り組んでいるが課題あり』と回答した自治体数と課題の分布

- ・ 取り組んでいるが課題がある施策としては「⑧行政指導（指導・勧告・除却等）」が最も多く（65 部分）、課題としては「0 空き家所有者の意識」が挙げられた（43 部分）。
- ・ 他の項目でも「0 空き家所有者の意識」を課題と挙げている取組が多かった（103 部分）。

	「取り組んでいるが課題あり」と回答した自治体数（n）	A 職員（マンパワー）の不足	B 職員の知識・経験不足	C 組織としての空き家対策に係る知見・ノウハウの不足	D 予算の不足	E 空き家の所有者の特定が困難	F 空き家の所有者へのアプローチが困難	G 行政指導（助言・指導等）による成果が上げられない	H 費用回収等の面で代執行が難しい	I 空き家バンクが上手く機能していない	J 庁内の連携が難しい	K 地域に適当な民間事業者やキーパーソン等がない	L 地域の民間事業者等とのネットワークが構築できていない	M 建築基準法・都市計画法等の法規制	N 建築基準法・都市計画法等の手続き	O 空き家所有者の意識	その他
①セミナー・チラシ等による意識啓発	65	16	7	4	11	7	28	4	1	4	1	4	3	0	0	43	4
②相談窓口の設置	73	43	29	19	8	6	10	6	0	4	6	3	1	0	0	25	4
③自治組織との連携による空き家の把握	36	8	1	3	2	7	9	3	1	0	2	5	1	0	0	8	10
④空き家の実態調査（定期）	41	26	11	7	18	9	7	3	0	0	3	1	0	0	0	7	1
⑤空き家の実態調査（不定期）	46	34	12	7	11	12	9	6	1	0	3	0	0	1	1	12	1
⑥空き家バンク等によるマッチング支援	83	20	13	8	4	5	11	2	0	34	0	6	6	3	1	36	13
⑦空き家の改修・除却等への補助	56	12	9	3	26	3	10	2	0	0	1	0	1	4	1	25	12
⑧行政指導（指導・勧告・除却等）	103	37	23	14	9	35	40	56	13	0	3	0	0	1	1	71	4
⑨職員による見回り	60	52	10	6	3	3	5	4	1	0	3	0	0	1	1	12	2
⑩空き家の管理や利活用促進のための条例等の制定	25	9	6	6	2	2	5	5	1	0	4	2	2	0	0	9	3
⑪専門家等の紹介・派遣	18	2	1	3	1	1	3	0	0	0	0	2	4	1	0	9	2
⑫管理の紹介（見回り、通風、掃除等）	30	1	1	0	1	0	3	1	0	1	1	2	3	0	0	22	7
⑬地域・民間団体との連携（管理協定等）	23	5	4	2	2	1	5	0	0	3	0	4	1	0	0	8	3
⑭地域への空き家の無償貸与	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
⑮寄付の受け入れ	5	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
⑯行政による購入または借り上げ	4	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
⑰税制措置（課税強化）	19	4	2	1	0	1	2	2	0	0	1	0	0	0	0	10	8
⑱税制措置（課税減免）	7	2	2	2	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	2
⑲ふるさと納税の活用	15	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7
⑳重点的に空き家対策に取り組む区域の設定	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
㉑財産管理人制度の活用	19	3	4	3	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8

1. 空き家対策の取組状況

○『取り組みたいが課題があり実施できていない』と回答した自治体数とその要因の分布

- ・ 取り組みたいが課題があり実施できていない施策としては「②①財産管理人制度の活用」が最も多く(部分)、課題としては「B職員の知識・経験不足」が挙げられた(部分)。
- ・ 全体として、「A職員(マンパワー)の不足」を課題と挙げている取組が多かった(部分)。

	「取り組みたいが課題があり実施できていない」と回答した自治体数(n)	A職員(マンパワー)の不足	B職員の知識・経験不足	C組織としての空き家対策に係る知見・ノウハウの不足	D予算の不足	E空き家の所有者の特定が困難	F空き家の所有者へのアプローチが困難	G行政指導(助言・指導等)による成果が上げられない	H費用回収等の面で代執行が難しい	I空き家バンクが上手く機能していない	J庁内の連携が難しい	K地域に適当な民間事業者やキーパーソン等がない	L地域の民間事業者等とのネットワークが構築できていない	M建築基準法・都市計画法等の法規制	N建築基準法・都市計画法等の手続き	O空き家所有者の意識	その他
①セミナー・チラシ等による意識啓発	13	13	7	5	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0
②相談窓口の設置	13	12	5	3	3	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0
③自治組織との連携による空き家の把握	26	20	8	7	2	2	1	0	0	0	2	4	2	0	0	3	3
④空き家の実態調査(定期)	31	28	5	4	13	3	1	0	1	0	2	1	1	0	0	2	1
⑤空き家の実態調査(不定期)	20	16	4	2	12	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0
⑥空き家バンク等によるマッチング支援	7	4	2	1	2	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0	1	2
⑦空き家の改修・除却等への補助	12	5	5	4	8	1	1	0	0	0	0	0	0	3	1	3	3
⑧行政指導(指導・勧告・除却等)	15	14	11	10	4	2	4	0	1	0	3	0	0	0	0	2	0
⑨職員による見回り	28	28	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
⑩空き家の管理や利活用促進のための条例等の制定	11	10	9	6	3	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0
⑪専門家等の紹介・派遣	20	9	6	7	8	0	1	0	0	0	0	3	4	0	0	2	1
⑫管理の紹介(見回り、通風、掃除等)	17	6	4	4	3	0	1	0	0	0	0	6	5	0	0	2	3
⑬地域・民間団体との連携(管理協定等)	25	11	7	8	5	0	0	0	0	0	1	12	8	1	0	1	1
⑭地域への空き家の無償貸与	8	4	6	4	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
⑮寄付の受け入れ	5	3	3	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
⑯行政による購入または借り上げ	8	3	3	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
⑰税制措置(課税強化)	33	18	13	11	1	0	2	1	1	0	12	0	0	0	0	4	6
⑱税制措置(課税減免)	13	5	4	5	1	0	1	1	0	0	5	0	0	0	0	1	1
⑲ふるさと納税の活用	12	5	4	3	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	3
⑳重点的に空き家対策に取り組む区域の設定	22	12	10	8	1	1	0	0	1	0	5	2	2	7	5	4	2
㉑財産管理人制度の活用	51	30	36	22	23	2	3	0	10	0	4	0	0	0	0	5	5

2. 既に取り組んでおり、特に効果が高いと感じる取組について

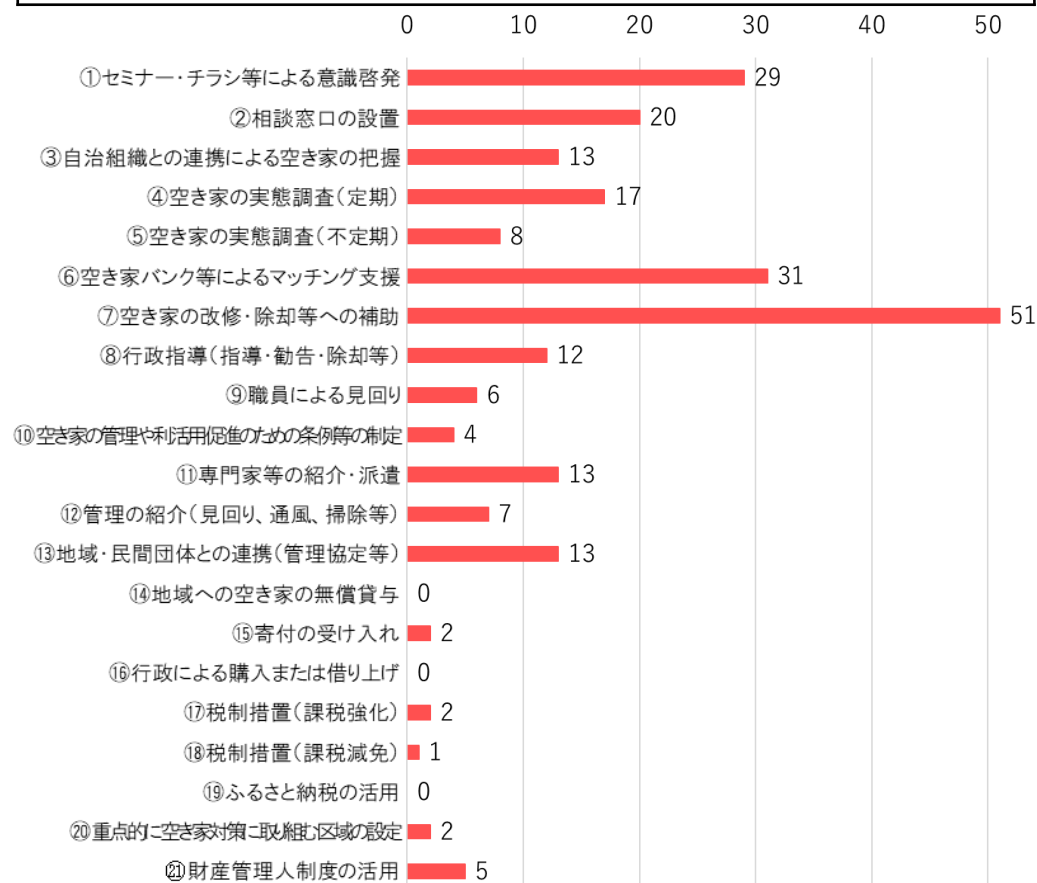
- 123市町村から『特に効果が高いと感じる取組』の内容の回答があった。
- 回答のあった取組内容の件数は次のとおりであり、「⑦空き家の改修・除却等への補助」に関する取組が51件で最も多く、次いで「⑥空き家バンク等によるマッチング支援」が31件で多かった。

①セミナー・チラシ等による意識啓発	24.3%	36.3%	24.3%	11.4%	2.8%	0.0%
②相談窓口の設置	24.3%	47.2%	13.3%	3.8%	11.4%	1.4%
③行政指導（指導・勧告・除却等）	16.3%	16.3%	8.0%	1.0%	1.0%	0.0%
④空き家の改修・除却等への補助	36.3%	31.8%	11.4%	1.0%	0.0%	0.0%
⑤空き家の実態調査（不定期）	10.2%	41.3%	13.3%	1.0%	0.0%	0.0%
⑥空き家の実態調査（定期）	24.3%	26.3%	15.3%	8.0%	14.6%	1.4%
⑦空き家の管理や利活用促進のための条例等の制定	11.4%	14.3%	25.3%	3.8%	15.0%	0.0%
⑧地域・民間団体との連携（管理協定等）	16.3%	23.3%	10.2%	18.0%	17.0%	0.0%
⑨地域・民間団体との連携（管理協定等）	24.3%	13.3%	11.3%	1.0%	14.2%	0.0%
⑩自治組織との連携による空き家の把握	16.3%	20.3%	14.2%	11.4%	14.0%	0.0%
⑪専門家等の紹介・派遣	17.0%	16.2%	13.3%	14.0%	14.0%	0.0%
⑫管理の紹介（見回り、通風、掃除等）	16.3%	17.0%	11.3%	2.0%	9.7%	0.0%
⑬税制措置（課税強化）	0.0%	10.8%	11.4%	8.3%	18.0%	0.0%
⑭税制措置（課税強化）	0.0%	10.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑮税制措置（課税強化）	0.0%	10.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑯税制措置（課税強化）	0.0%	10.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑰税制措置（課税強化）	0.0%	10.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑱税制措置（課税強化）	0.0%	10.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑲重点的に空き家対策に取り組む区域の設定	0.0%	10.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑳寄付の受け入れ	0.0%	10.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
㉑行政による購入または借り上げ	0.0%	10.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
㉒地域への空き家の無償貸与	0.0%	10.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%



『特に効果が高いと感じる』取組のうち、内容の回答があったもの
（1市町村で最大3つの取組）

（単位：件）



アンケート回答 具体事例のご紹介 (特に効果が高いと感じる取組み)

1. 奈良県橿原市(空家コーディネーター)
2. 京都府京都市(おしかけ講座)
3. 大阪府枚方市(枚方信用金庫との事業連携)
4. 大阪府松原市(松原市空き家なんでも相談室)
5. 大阪府寝屋川市(寝屋川空き家流通推進プラットフォーム)
6. 和歌山県田辺市(空家等対策事業者紹介制度)
7. 和歌山県岩出市(岩出市地域土地再生事業)

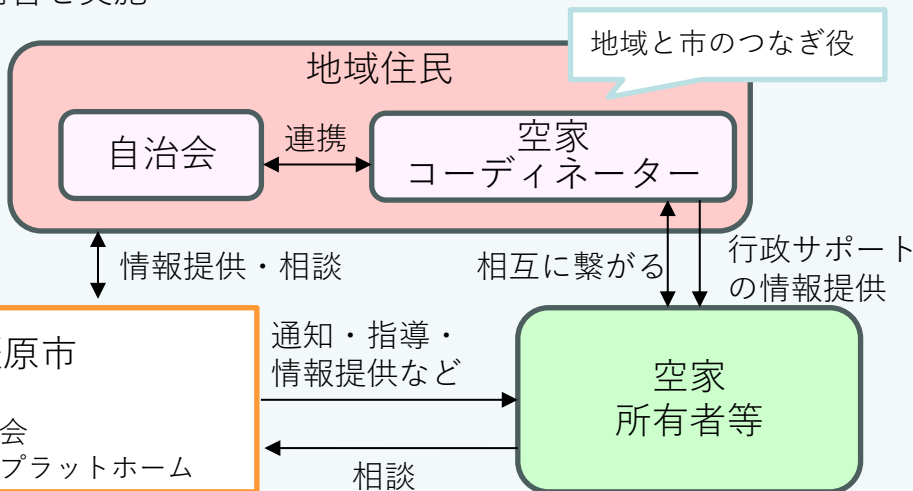
住民が地域と行政のつなぎ役を担う(空家コーディネーター)(奈良県橿原市)

地元自治会から推薦された方を対象に、空家等に関する研修会を開催し、受講者を空家コーディネーターに認定。空家コーディネーターに地域（空家所有者等や地域住民）と市役所のつなぎ役を担ってもらい、空家問題の早期発見・早期対応に繋げている。

■取組内容

空家や空家予備軍に対し、地域に密着した細かな状況把握や対応ができる人材（空家コーディネーター）が適切な助言を行うことで、所有者等による適正管理を促進するとともに空家問題の早期発見に繋げている。

- 令和4年度より認定制度を開始
- 空家コーディネーターは、地域活動のなかで自治会等と連携し、所有者等の困りごとを適宜市へ相談したり、行政サポート等の情報提供を行い、所有者等と市役所の橋渡しを実施
- 年に1回、空家コーディネーター研修会を実施
- 空家コーディネーター研修会は、橿原市が実施し、空家を取り巻く問題や法改正に関する情報提供、自治会における空家等対策の取り組み事例等の講習を実施



■実績・効果

- 空家コーディネーター認定者：72名

年度	推薦者数	受講者数	新規認定者数	継続認定者
R4	83	57	57	54
R5	71	40	6	6
R6	80	52	12	12
			合計	72名

- 空家コーディネーター認定後、自治会地区内での空家把握や通報、所有者調査の依頼が増加

■ポイント

- 空家コーディネーターは、専門業者ではなく自治会より推薦された地域住民であり、地域との連携体制が構築されている
- 地域に密着しているため、早期の空家問題の発見・対応に繋がっている

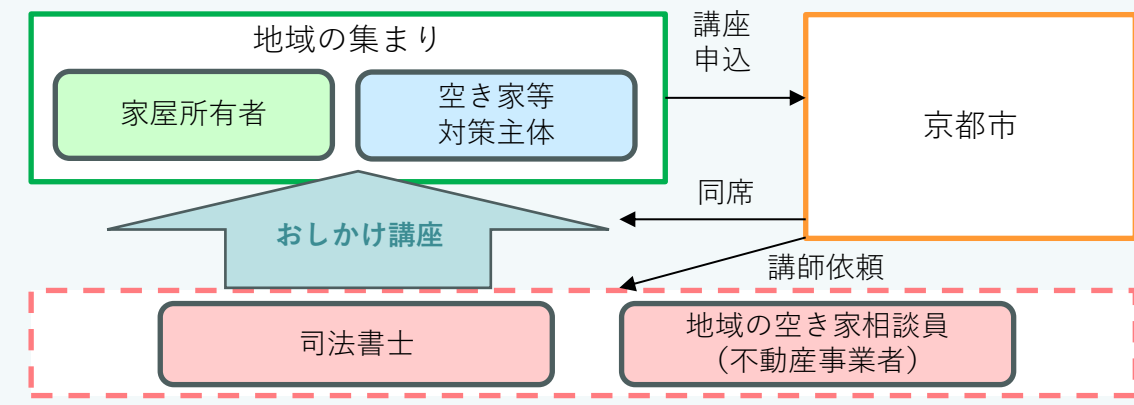
■市HP

なし
(R6国費活用なし)

自治会等の地域集まりに専門家（司法書士や地域の空き家相談員）が訪問し、相続登記や遺言などについて解説する「おしかけ講座」を無料で開催。住まいの適切な維持管理や承継を直接働きかけることで、空き家の発生や長期間の放置を予防する取組。

■取組内容

- 地域の建物所有者に、自らの住宅・建物について、居住中・使用中の維持管理の意識向上や、現状に合わせた登記の変更、建物の引き継ぎ方のあらかじめの検討など、空き家としない、また、それを長期間にわたり放置しないための予防の取組みとして、専門家による講座を開催。
- 平成26年度より開始
 - 京都市内を対象に地域の集まりに出張開催。オンライン実施も可。



- 【講座テーマ】（R6）
- 入門編：空き家の発生原因から予防策まで（司法書士）
空き家で困らないためにいま準備すること（地域の空き家相談員）
 - 実践編：基本の登記簿講座（司法書士）
遺言書・エンディングノート作成のススメ（司法書士）

■実績・効果

- 令和5年度実績：
17回開催
(延べ367名が参加)
- 累計4,000名以上が講座に参加
- 空き家相談員：
247人（R7.1時点）

年度	開催回数	延べ参加人数
H26	16回	467人
H27	25回	617人
H28	19回	471人
H29	17回	394人
H30	13回	403人
R1	24回	808人
R2	5回	89人
R3	3回	95人
R4	13回	361人
R5	17回	367人

■ポイント

- 不動産事業者が、市の研修を受けて登録された空き家相談員という立場で訪問することで、相談しやすい環境を整備
- 市の職員も講座に同席し、各種支援制度の紹介をしている
- 権利関係が複雑となる前に講座に出向き、意識啓発を行うことで、空き家などの発生予防に繋がっている

■市HP

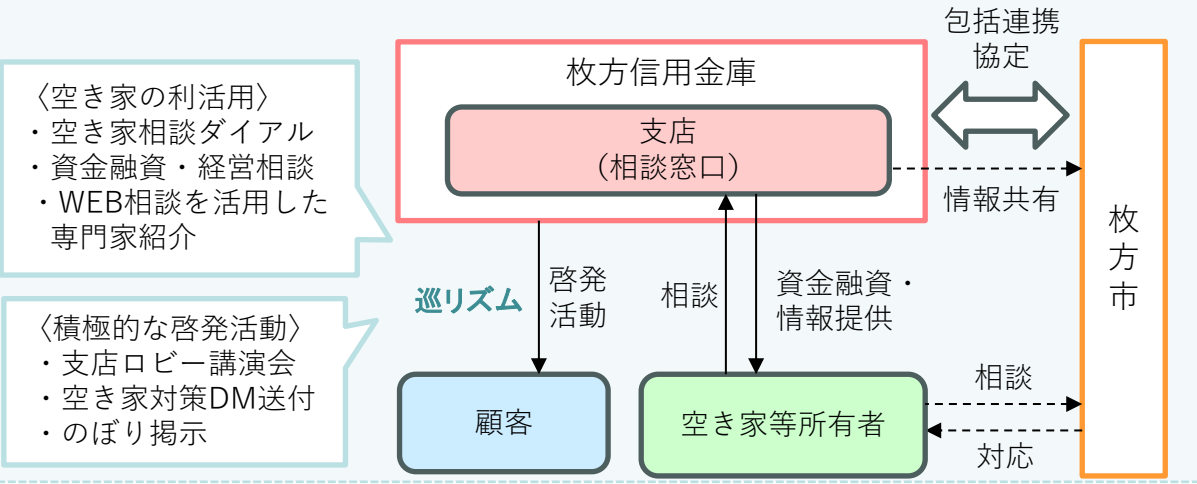
「おしかけ講座」
[＜住まいの将来を考える「おしかけ講座」＞](#)
(R6国費活用なし)

市と金融機関で包括連携協定を締結。金融機関の地域活性化の取組みの一環として、支店に空き家相談窓口の設置。金融機関のネットワークを活用し、気軽に相談ができる環境を整備することにより、放置されていた空き家の解消を促進。

■取組内容

市と枚方信用金庫で締結している包括連携協定の一環で、金融機関が近居住み換え促進事業（高齢者の住み替えやリノベーションして賃貸するなど、所有している不動産の有効活用の提案を行い、子育て世帯が地域へ流入しやすくなる取組み）を実施しており、空き家の解消および空き家の未然防止を目的とした複数の取組みを展開。

- 平成28年より枚方市と枚方信用金庫で包括連携契約を締結して地域活性化に取り組んでおり、枚方信用金庫は近居住み換え促進事業「巡リズム®」の取組を実施。
- 令和4年度より「枚方市の空き家・空き地モデル事業」の取組み開始し空き家・空き地対策として複数の取組みを実施。
- 所有者の相談内容に応じて、適宜市に繋ぐなど、市と金融機関の連携した相談体制を構築



■実績・効果

【枚方市内窓口一覧】

本店営業部・牧野支店・枚方公園前支店・くずは支店・家具町支店・津田支店・光善寺駅前支店・甲斐田支店・星丘支店・長尾支店・東香里支店

【相談実績】

- R4：約300件、R5：約150件
- ⇒管理不良空き家の抑制、長期間放置されていた空き家の解消を促進

■ポイント

- 信用金庫の支店に相談窓口を置くことで相談の敷居を低くし、気軽に空き家相談ができる環境を整備
- 信用金庫のネットワークを活用することで、市の相談受付に係るマンパワーを抑えながらも、空き家対策に係る行政の支援等の情報も提供

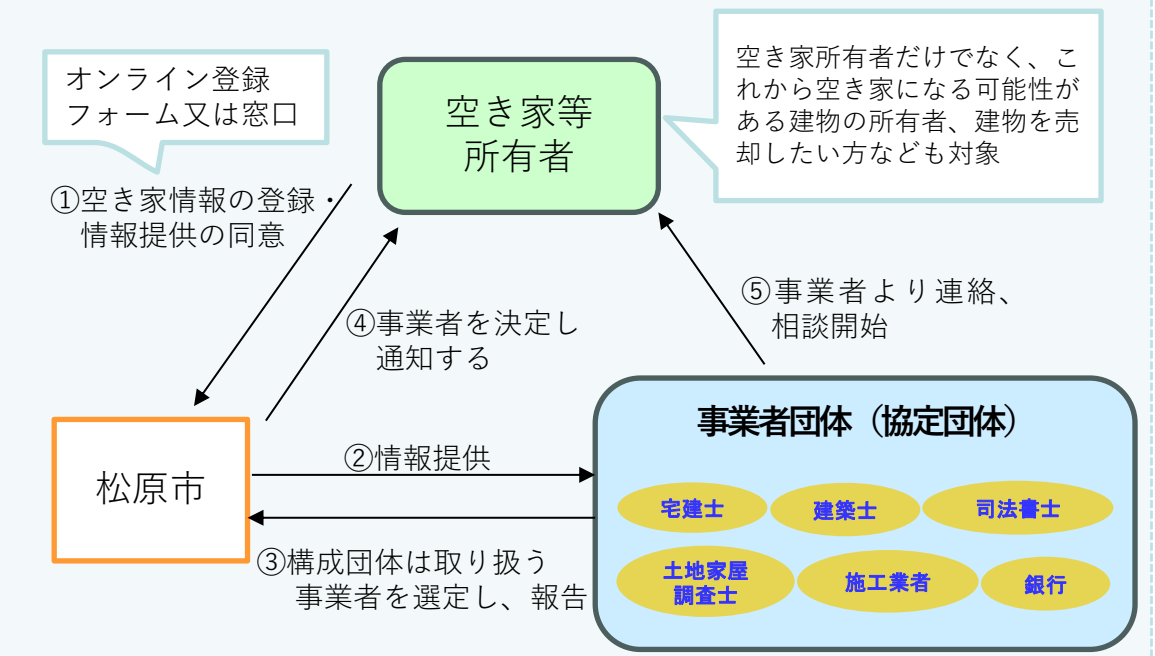
■市HP

「空き家・空き地モデル事業」
[＜枚方信用金庫との事業連携について＞](#)
(R6国費活用なし)

市と関係事業者団体で連携協定を締結し、「松原市空き家なんでも相談室」を設置。空き家所有者の売却等の意向を踏まえ、同意を得た上で市が専門事業者に所有者情報等を提供し、専門業者から所有者に連絡をし、相談に繋げている。協定構成団体が持つ専門的な知識や技能、ネットワークを活かし、空き家の市場流通の促進に取り組む。

■取組内容

- 空き家所有者や将来空き家になる可能性のある建物所有者などからの多様な相談を受け入れ対応するため、専門家との連携を強化し、空き家問題の早期解消に取り組む。
- 令和元年度から5年度まで不動産事業者紹介制度を実施
 - 令和6年度より不動産事業者以外にも土地家屋調査士、司法書士、建築士、建設業、銀行などの団体とも連携協定を締結し、紹介が行えるよう「松原市空き家なんでも相談室」を創設し、運用を開始



■実績・効果

- 相談室への登録件数：79件(R6年2月末現在)
- 事業者の紹介件数：38件(R6年2月末現在)
- 空き家なんでも相談室の創設により、様々な分野の専門家を紹介して、空き家等の所有者が抱える幅広い課題に対する相談に応じるなど、これまで以上に所有者に寄り添った流通促進支援を実現

■ポイント

- 空き家等所有者は窓口での登録シートの提出のほか、ネットから簡単に登録フォームで空き家情報の登録・情報提供の同意ができる。
- 空き家所有者だけでなく、これから空き家になる可能性がある建物の所有者や売却を希望する所有者の相談にも幅広く対応し、市への物件情報登録を推進している。

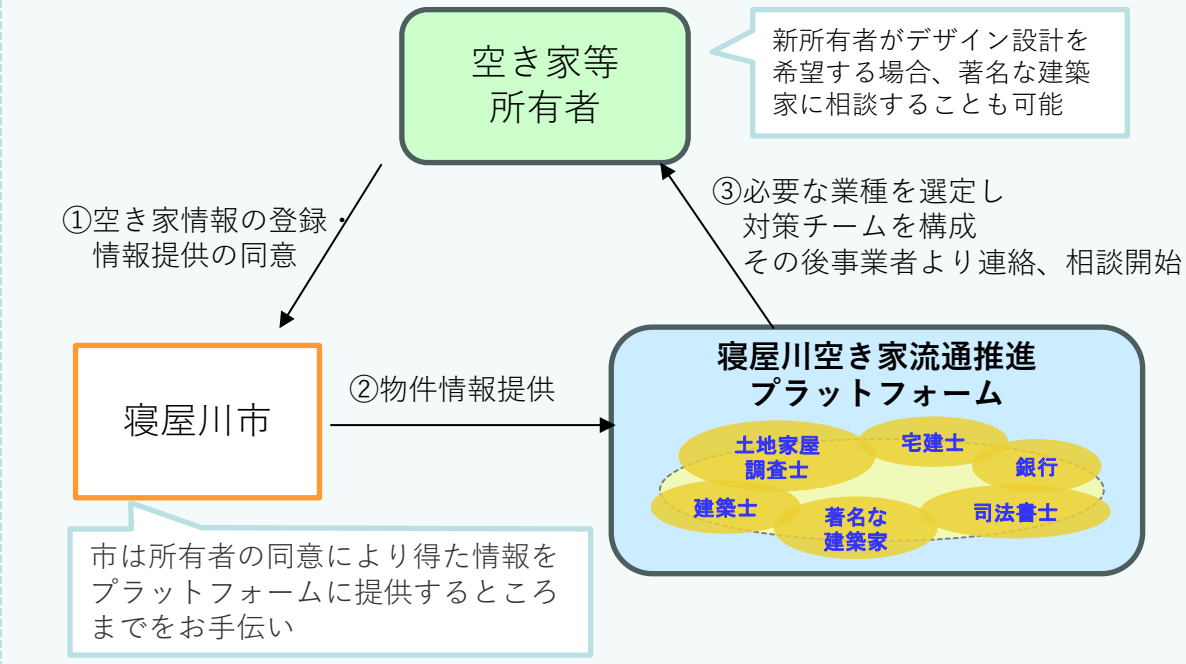
■市HP

「空き家なんでも相談室」
<空き家なんでも相談室と空き家利活用補助制度を創設しました> (R6国費活用なし)

市と関係事業者団体で連携協定を締結し、「寝屋川空き家流通推進プラットフォーム」を設置。プラットフォームは市から物件情報の提供を受けるとプラットフォームにおいて対策チームを構成し、所有者の相談に対応。空き家所有者の様々な相談に幅広く対応し、空き家の市場流通の推進に取り組む。

■取組内容

- 使用目的のない空き家の増加を抑制するため、様々な問題を抱える空き家所有者等に寄り添った対応方針を提案し、空き家等の市場流通を促す。
- 令和2年度より事業開始。
 - 市職員が所有者に対して意向確認を行い、同意取得後、市と協定を結んでいる専門家団体へ情報提供を行い、市場流通を図る。



■実績・効果

- 空き家情報提供に関する同意件数

令和2年度	9件
令和3年度	11件
令和4年度	20件
令和5年度	32件
- 空き家の所有者等へ適正な空き家の管理をお願いすると同時に、空き家の売却や活用を検討されているのであれば、プラットフォームも活用できるといった案内を行うことができるため、窓口対応の幅が広がった。

■ポイント

- 情報提供を受けたプラットフォームで、案件毎に対策チームを構成し、空き家等所有者の様々な相談に対応している
- 所有者は市に情報提供することで、意向に応じた専門家に相談することができる

■市HP

寝屋川空き家流通推進プラットフォーム
[<寝屋川空き家流通推進プラットフォーム>](#)
 (R6国費活用なし)

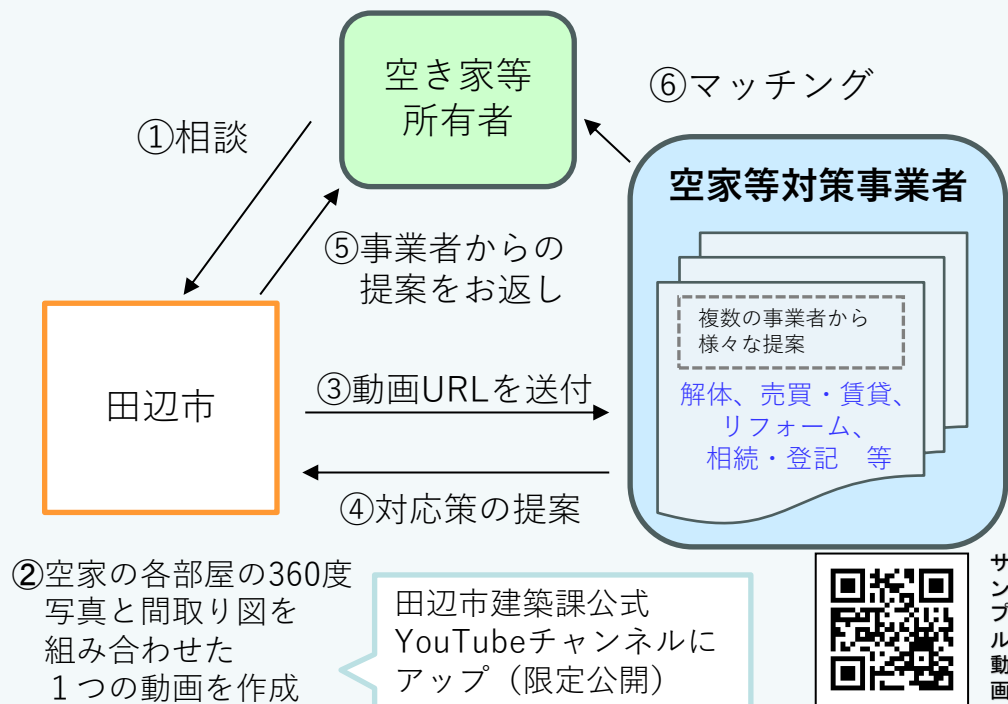
物件情報を専門家団体へ提供することによる空き家の市場流通促進③(和歌山県田辺市)

空き家所有者からの相談を受け、空き家の360度写真と間取り図を組み合わせた動画を市が作成し、市の登録を受けた空家等対策事業者に限定公開。空家等対策事業者から対応策の提示があれば、市が所有者に示し、所有者と空家等対策事業者とのマッチングを図る。

■取組内容

実家の処分など、住まいの終活相談が急激に増加してきたため、活用できる空家については、放置空家となる前に市場流通を促す必要がある。空き家所有者から相談を受けた物件について市が調査した情報を登録事業者に提供し、マッチングを図る。

- ・令和6年8月に、事業者向け説明会を実施し、事業を開始
- ・令和7年3月時点で69事業者が市の登録を受けている



■実績・効果

- ・これまで、4件の動画をアップロードし、2件が成約（1件目：賃貸借契約、2件目：売買契約）
(R7.2)
- ・1案件当たり3社程度から対応策の提案がある

■ポイント

- ・所有者が事業者自ら相談するのではなく、市を通じて、複数の事業者から様々な提案を受けることができる仕組みとなっている。
- ・動画での情報提供とすることで、登録事業者側は、現地確認をしなくても多くの情報を入手でき効率的に進めることができる。
- ・市としても、360度カメラやLiDAR機能を使用したり、事業者との現地立会いが不要となることで、時間的コストが大幅に削減している。
- ・登録事業者数の確保や効率化により複数の提案が実現しているように、事業開始からそこまで期間が経っていない中でも成約に結びついている。

■市HP

「空家等対策事業者紹介制度」
[＜空家等対策の推進に関する特別措置法について＞](#)
(R6国費活用なし)

現在空き家となっている建物・土地について、市で寄附を受け付ける制度を設け、登記や除却工事、跡地の公共的活用や売却等、直接的な空き家解消に繋げる取組を行っている。

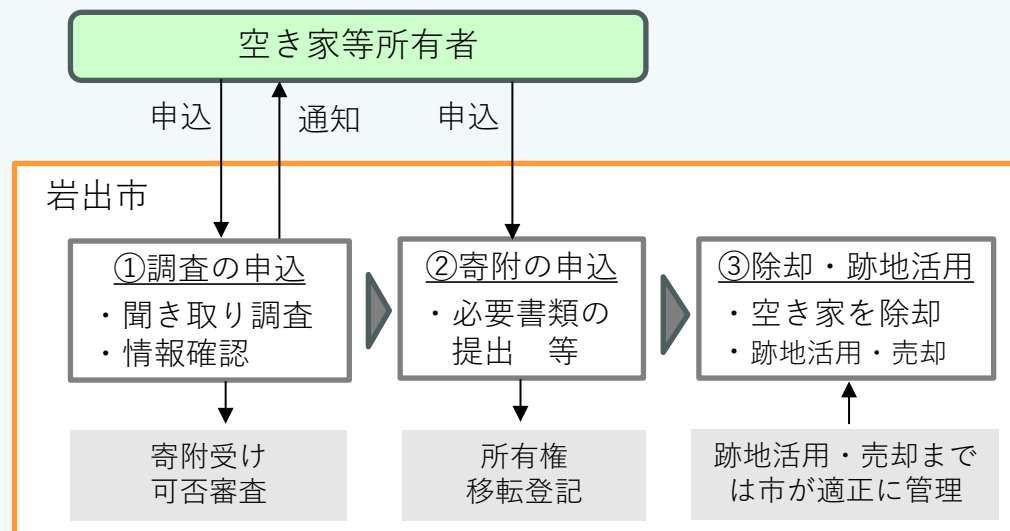
■取組の内容

老朽空き家やその予備軍について、市で寄附受けを行うことにより、将来的に特定空き家等となることを防止する。

- ・令和5年4月より開始
- ・空き家である建物・土地の寄附受けを行い、市で空き家等の除却工事を実施。
- ・跡地は公共的活用または売却等を行う

<寄附受けの条件>

- ・敷地及び建築物等を同時に寄附することができるもの
- ・建築物等の除却が困難でない 等



■市HP

「岩出市地域土地再生事業」

<空き家に関する2つの新事業を実施します> (R6国費活用なし)

■効果・実績

令和5年度：2件の除却工事を実施

<実施事例>

(建築物等除去／道路拡幅)



出典：岩出市資料

■ポイント

- ・市で解体を実施するため、自ら管理や解体の対応をすることが難しい空き家所有者は相談がしやすい。
- ・市が空き家を除却後、敷地を適正に管理しながら跡地の利活用まで実施することで、安心・安全な住環境の形成に繋がっている。